

公益財団法人東京都農林水産振興財団育成品種の自家増殖等許諾方針

令和4年3月22日 3農振財研第187号

1 目的

令和2年12月の種苗法の一部改正により、令和4年4月1日以降、登録品種の増殖は自家増殖についても育成者権者の許諾に基づいて行うこととなる。

については、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）が育成した登録品種（一般販売を行う出願中品種を含む）についての、自家増殖等についての許諾方針を定めるものとする。

2 定義

本方針では、「自家増殖等」とは、自家増殖（農業者が正当に入手した種苗から得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用すること）に加え農業者が品種の親株や苗木等から採ったツル苗や穂木等を自己の農業経営において更に種苗として利用することを含むものとする。

3 基本方針

- (1) 自家増殖等は一部の品種を除いて許諾する。
- (2) 自家増殖等についての財団との許諾手続きは、一部の品種を除いて不要とする。

4 品種別の対応

- (1) 登録品種「東京E1号」はF1品種の交配母本のため、自家増殖等を許諾しない。
- (2) 登録品種「東京小町」、「東京おひさまベリー」

以下の事項を遵守することを条件に、財団との許諾手続きなく自家増殖等を許諾する。

【遵守事項】

- ① 自家増殖等により得た当該品種の種苗は有償・無償を問わず第三者に譲渡しないこと。
- ② 当該品種の種苗を海外に持ち出さないこと。
- ③ 自家増殖等により得た種苗は適切に管理し、当該品種の品質を損なわないこと。
- ④ 自家増殖等により得た種苗のうち自己の経営に用いなかった種苗は、遅滞なく処分すること。
- ⑤ 自家増殖等に関する財団の調査に協力すること。

- (3) 登録品種「東京ゴールド」（生産者との共同育成品種）

財団との許諾手続きを行うことにより、自家増殖等を認める。許諾料は無償とする。

許諾手続きについては、原則として農業者が東京都農林総合研究センターホームページの申込フォームから申請し、財団が許諾承認の通知メールを送るものとする。

(4) 出願中品種「東京スター」3品種、「東京ダブルスター」3品種

財団と利用許諾契約を締結した種苗団体から再許諾を受けた種苗業者と契約した農業者に栽培及び自家増殖等を認め、財団との許諾手続きは不要とする。

5 周知方法

東京都農林総合研究センターホームページ等で本方針を公表し、変更があった場合も随時公表することとする。

6 その他

出願中品種のうち一般販売していないものや、今後、出願をする品種については、ブランド化の方針により自家増殖等の許諾や栽培地域の制限などの方針を定めるものとする。

附 則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年10月30日から施行する。